

○宇都宮市中央卸売市場事業の設置等に関する条例

平成15年3月25日

条例第19号

(設置)

第1条 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため、宇都宮市中央卸売市場事業（以下「中央卸売市場事業」という。）を設置する。

(財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、中央卸売市場事業に法第2条第2項の財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 中央卸売市場事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない中央卸売市場事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により中央卸売市場事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上の場合とする。

(令6条例5・一部改正)

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、中央卸売市場事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(平20条例3・一部改正)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 中央卸売市場事業の業務について、法第40条第2項の規定により議会の議決を要するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの
- (2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が50万円を超えるもの

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、中央卸売市場事業について、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中央卸売市場事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない理由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(宇都宮市中央卸売市場整備基金条例の廃止)

2 宇都宮市中央卸売市場整備基金条例(平成7年条例第17号)は、廃止する。

附 則（平成20年3月25日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第5号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。